

公益財団法人全日本剣道連盟運営強化積立資産細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の定款並びに会計規則及び財産管理規則に基づき、全剣連の運営強化積立資産の管理（積立、取り崩し等を含む。）について定めることを目的とする。

(意義と使途)

第2条 運営強化積立資産（以下「本資産」という。）とは、定款第3条に規定する全剣連の目的を達成するための事業の運営につき、強化安定を図るための特別対策を講じるという特定目的のために、使途等に制約のある全剣連の資産をいう。

2 本資産は、会計規則第2条13号に規定する特定資産とする。

3 本資産の使途等については、第1項に規定する特定の目的のために制約があるものとする。

4 全剣連の会長（以下「会長」という。）は、毎事業年度の予算編成において、本資産を用いる特別対策の計画概要を策定し、これを理事会に報告しなければならない。

(積立)

第3条 本資産の積立額は、毎事業年度において、余剰資金、寄付金等の合計額を踏まえた適正な額とする。

2 会長は、全剣連の毎事業年度における収支予算の編成に際し、本資産の積立額を予算計上するものとする。

(管理)

第4条 会長は、定款及び関係する規則の定めるところに従い、本資産を適正に管理しなければならない。

2 会長は、全剣連の毎事業年度における収支予算の編成に際し、本資産の運用益等を計上しなければならない。

3 会長は、毎事業年度において、理事会及び評議員会に対し、本資産の管理状況（運用状況及び取り崩し結果を含む。）を報告しなければならない。

(運用)

第5条 会計担当理事は、定款及び関係する規則の定めるところに従い、適正に本資産を運用しなければならない。

2 会計担当理事は、会長に対し、本資産の運用状況（取り崩し結果報告を含む。）について適時適切に報告しなければならない。

(取崩し)

第6条 本資産を取り崩す場合には、会長は、あらかじめ会計担当理事の意見を聴いた上、当該取崩し時期及び金額並びに使途につい

て、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後のこの細則は、平成30年11月2日から施行する。
(第2条、第6条改定)
- 3 道場建設積立資産細則(平成24年4月1日制定)は、改正後のこの細則の施行と同時に廃止する。道場建設積立資産細則に基づき積み立てられていた資産は、同細則の廃止と同時に改正後のこの細則に基づく資産に移管されるものとし、以後、改正後のこの細則に基づく資産として管理されるものとする。
- 4 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。